

西部総合公園内テニスコートの利用再開について

西部総合公園内テニスコートの改修工事に伴い、一部の利用を中止しておりましたが、2月中の完成予定となりましたので、下記のとおり利用を再開します。

○利用再開予定 令和4年3月1日～

○利用再開施設 テニスコート3面

※予約の詳細については、(一財)常陸大宮市スポーツ協会(☎52-5223)へご確認ください。

問 本庁 文化スポーツ課文化・スポーツG ☎52-1111 内線114

募 集

令和4年度奨学生募集のご案内

【奨学資金】

○募集人員、貸与月額および貸与期間

在学する学校		貸与額(月額)	募集人員	貸与期間
高等学校		20,000円以内	20名以内	令和4年4月から在学する学校の正規の修業期間(1学年以外の学年で貸与を希望する方は、残修業期間とする)
高等専門学校	1～3年課程			
	4年課程以上			
専門学校(専修学校専門課程)				
大学・短期大学		50,000円以内		

○申請資格(次の全項目に該当する方)

- 保護者が常陸大宮市に引き続き3年以上住所を有する方(令和4年3月31日現在)
- 下記の学校に入学または在学する方
 - 高等学校(中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部を含む)
 - 高等専門学校
 - 専門学校(専修学校専門課程)
 - 大学(短期大学を含む)
- 人物および学業がともに優れている方
- 経済的理由により修学が困難な方
- 他の奨学金を受けていない方(他の奨学金との併願は可、併用は不可)

○提出書類

- 奨学資金貸与申請書 ・奨学生推薦調書 ・住民票謄本(本籍表示のもの)
- 保護者(父母両方)の令和3年分の確定申告書の写しまたは源泉徴収票の写し
- 連帯保証人の令和2年分の所得および市税等の滞納がないことを証明できる書類(連帯保証人が市外在住の場合に限る)
- 在学証明書(4月以降)

○返還について

最終貸与月の6か月経過後から、10年以内に、半年賦または年賦で返還(無利子)

【入学一時金】

○募集人員および貸与限度額

学校の種別	募集人員	貸与限度額(入学時一回)	備考
専門学校	5名以内	1,000,000円	貸与額は、入学時の納入金を超えない額
短期大学		1,500,000円	
大学		2,000,000円	

○申請資格(次の全項目に該当する方)

- 下記の学校に入学する方の保護者で、常陸大宮市に引き続き3年以上住所を有する方(令和4年3月31日現在)
 - 専門学校(専修学校の専門課程)
 - 短期大学
 - 大学

- 経済的理由により修学させることが困難な方

○提出書類

- 入学一時金貸与申請書 ・住民票謄本(本籍表示のもの)
- 保護者(父母両方)の令和3年分の確定申告書の写しまたは源泉徴収票の写し
- 連帯保証人の令和2年分の所得および市税等の滞納がないことを証明できる書類(連帯保証人が市外在住の場合に限る)
- 対象者の入学を確認できる書類の写し(合格証等のコピー)
- 対象者の入学手続時に学校に納入する金額を確認できる書類の写し

○返還について

貸与後1年間据え置き、3年以内に、半年賦または年賦で返還(無利子)

【長山景樹特別奨学金】

○募集人員、給付月額および給付期間

在学する学校		募集人員	給付額(月額)	給付期間
市内高等学校	常陸大宮高等学校	2名以内	15,000円	3年以内
	小瀬高等学校	2名以内		
大学	常陸大宮高等学校出身者	1名	50,000円	4年(6年)以内
	小瀬高等学校出身者	1名		
大学(出身高校の限定なし)		2名以内	30,000円	

○申請資格(次の全項目に該当する方)

- 保護者が常陸大宮市に引き続き3年以上住所を有する方(令和4年3月31日現在)
- 下記の学校に入学または在学する方
 - 県立常陸大宮高等学校
 - 県立小瀬高等学校
 - 大学(ただし学校教育法に規定する大学であり、医学を履修する課程、通信教育を行う学部および短期大学を除く)
- 人物および学業が特に優れている方
- 経済的理由により学資の支援が必要と認められる方
- 市の発展に寄与する目的で実施される事業等に積極的に協力または関与する意思のある方
- 常陸大宮市奨学資金の貸与を受けていない方(市の奨学金との併願は可、併用は不可)

○提出書類

- 奨学金給付申請書(特別奨学生) ・特別奨学生推薦調書 ・住民票謄本(本籍表示のもの)
- 保護者(父母両方)の令和3年分の確定申告書の写しまたは源泉徴収票の写し
- 連帯保証人の令和2年分の所得および市税等の滞納がないことを証明できる書類(連帯保証人が市外在住の場合に限る)
- 在学証明書(4月以降) ・小論文(論題「常陸大宮市の将来について思うこと」800字)

○本制度は返還のない奨学金ですが、下記の場合は返還が必要となります。

- 退学したとき
- 奨学金給付期間内または給付期間経過後3年以内に保護者および特別奨学生がともに市内に住所を有しなくなったとき
- 虚偽の申請等の不正があった場合
- その他返還が必要と認められる場合

○申込書・募集要項について

- 学校教育課(常陸大宮市役所本庁舎3階)
- 常陸大宮市公式ホームページ(公式ホームページより様式を印刷)

○募集期間

令和4年3月1日(火)～令和4年4月11日(月) 17:15まで ※土・日曜日、祝日を除く。

問 本庁 学校教育課教育総務G ☎52-1111 内線337